

電力・ガス取引監視等委員会の活動に関して

2024年4月16日

一般社団法人
 日本ガス協会

本日のご説明内容

- 1 – 1. ガス小売全面自由化の進展について（新規参入者の販売量シェア・参入エリアの拡大）
- 1 – 2. ガス小売全面自由化の進展について（料金・サービスの多様化）
- 2 – 1. コンプライアンス徹底に向けた日本ガス協会の取組について（独禁法の遵守に向けて）
- 2 – 2. コンプライアンス徹底に向けた日本ガス協会の取組について（行為規制の遵守に向けて）
- 3. 業務効率化に資する制度改革に関する今後の期待
- 4. 行為規制に関する今後の期待
- 5. 託送収支事後評価に関する今後の期待

1-1. ガス小売全面自由化の進展について ■ 新規参入者の販売量シェア・参入エリアの拡大

- ガス小売全面自由化以降、新規参入者のガス市場に占める販売量シェアは順次拡大。旧一般ガス事業者のうち経過措置料金を課されている事業者は全国で残り4者※にまで縮小。
- また、小売全面自由化当初、4大都市圏に集中していた新規参入は、1G・2Gの事業者における自主的な取組であるスタートアップ卸等を通じ、現在では1G・2Gの事業者の全エリアを含め、多くのエリアで新規参入が実現（予定含む）している。

※ガスシステム改革小委で経過措置料金規制について議論された時点での旧一般ガス事業者は209者。このうち経過措置料金規制の対象となったのは12者。

新規参入の販売量シェア拡大

ガス：販売量における新規小売の動向

2023年8月8日
第64回電力・ガス基本政策小委員会資料を基に事務局で作成

- ガス販売量における新規小売の販売量比率及び販売量は、増加傾向となっている。

ガス販売量における新規小売の販売量比率及び用途別販売量 (%)



(出所) 電力・ガス取引監視等委員会「ガス取引報」より作成

出典：電力・ガス取引監視等委員会（第495回）資料3

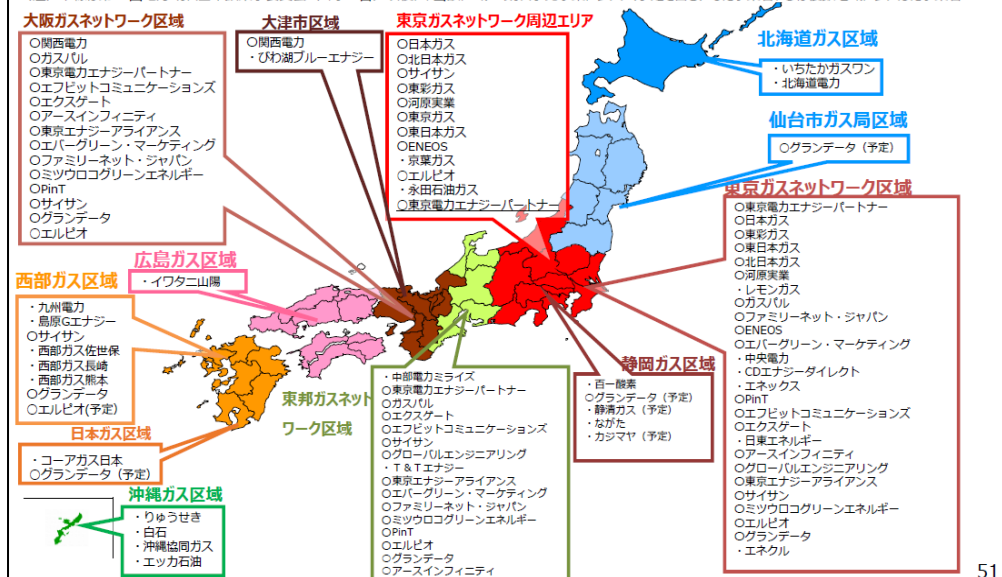
新規参入の参入エリア拡大

自由化後のガス小売事業者の登録状況②

2023年8月8日
第64回電力・ガス基本政策小委員会資料を基に事務局で作成

- 一般家庭への供給（予定を含む）を行っている新規参入者は、以下のとおり。参入区域の追加（1者）が見られた。（2023年8月8日時点）

(注) 下線は第61回電力・ガス基本政策小委員会（4月27日）以後に、当該区域でのガス小売事業に参入（予定を含む）した事業者、○は複数地域に参入した事業者



出典：電力・ガス取引監視等委員会（第495回）資料3

1-2. ガス小売全面自由化の進展について ■ 料金・サービスの多様化

- 事業者はそれぞれの創意・工夫のもと、お客さまの使い方やニーズに合わせた料金メニューの開発や、様々な暮らしサービスメニューの拡大など、ガスシステム改革の目的の1つである「料金・サービスメニューの多様化」に取り組んでいる。代理・媒介・取次モデル等を活用した他業界とのアライアンスの活用も進められている。
- これらの取組の結果、電力・ガス基本政策小委員会（第36回）における自由化の検証では、“自由化を契機に新たなサービスや料金メニューが市場に投下され、「料金・サービスの多様化」が進んでいる”と評価されている。
- 都市ガス業界としては、引き続き競争を通じた健全な都市ガス事業の発展を目指すガスシステム改革の趣旨を踏まえた取り組みを進めてまいりたい。

料金・サービスの多様化

利用メニューの多様化に向けた事業者の新たな取組

- 小売全面自由化を契機に、新規参入者の有無に関わらず、従来からの他のエネルギーとの競合等を踏まえ、新たな料金メニュー・サービスメニューの提供や、既存料金メニューの引き下げなどが行われ、事業者の創意工夫により料金・サービスの多様化が進んでいる。
- 小売全面自由化以降、新たな料金メニュー・サービスメニューを打ち出した事業者は125者で、当該事業者のエリアの需要家件数は、全体の約95%（※1）を占めている。

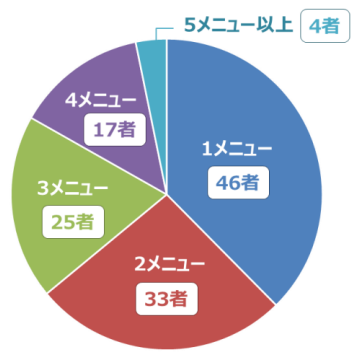
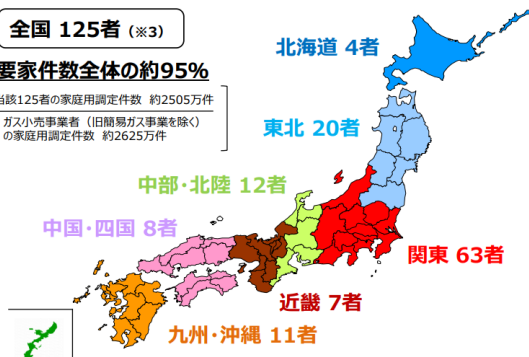
新たな料金メニュー・サービスメニューを打ち出した地域毎の事業者数（※2）

新たな料金メニュー・サービスメニュー提供数ごとの事業者数

全国 125者（※3）

需要家件数全体の約95%

当該125者の家庭用調定件数 約2505万件
 ガス小売事業者（旧簡易ガス事業を除く）
 の家庭用調定件数 約2625万件



（出所）各社プレスリリース・HP等より作成

（※1）ガス小売事業者（旧簡易ガス事業を除く）の家庭用調定件数より算定（2020年7月）。

（※2）調査対象：旧一般ガス事業者のうちガス小売事業を営む者（旧簡易ガス事業を除く）（195者）並びに自由化を契機に新たに一般家庭へ供給している35者（P8参照）のうち旧一般ガス事業者（5者）及び旧一般ガス事業者から事業譲渡等がされた者（2者）を除いた28者の計223者。

（※3）うち、旧一般ガス事業者が103者、それ以外が22者。

13

事業者が提供する新たな料金メニュー・サービスメニューの類型

- 事業者が提供する新たな料金メニューやサービスメニューには次の類型が見られる。

新たな料金メニュー

145メニュー

一般家庭の需要家等に新たに提供される料金メニュー

セット割引

48メニュー

都市ガスを電気、通信サービスなど他のサービスとセットで割引価格により提供

ポイントサービス

23サービス

都市ガスの支払料金に応じてポイントが貯まり、貯まったポイントは商品や電子マネー等へ交換可能

見える化サービス

8サービス

ポータルサイトで都市ガス及び電気の使用量や料金の確認を需要家が自ら行うことが可能

暮らしサービス

37サービス

駆け付けサービス

水回りや鍵、窓ガラスのトラブルなど、緊急時に対応

見守りサービス

都市ガスの使用状況を離れた家族へメールで通知、異変を感じた際には関係機関へ連絡

家事支援サービス

料理・掃除等の家事代行や水廻り・エアコン等のハウスクリーニングなど、住まいに関する支援を実施

電力買取サービス

5サービス

エネファームや太陽光発電で発電した電力のうち、家庭で使われず余剰となった電力を買い取り

※1社が複数のメニュー・サービスを提供する場合、それぞれをカウント。

14

出典：電力・ガス基本政策小委員会（第36回）資料3-1

2-1. コンプライアンス徹底に向けた日本ガス協会の取組について ■ 独禁法の遵守に向けて

- 日本ガス協会ではこれまでも会員事業者に対して、公正な競争に向けた**法令遵守の徹底を求めた通知の発出**や**定期的な情報提供（月刊独禁法情報の発行）**を行ってきたが、情報漏洩やカルテル事案等がエネルギー業界で発生したことも踏まえ、さらなる徹底に向け、独禁法に関する**勉強会の実施（年間7回実施）**や、**独禁法の理解促進を図るためのQA集を作成する等の活動**を実施している。
- また、**業界団体として独自のコンプライアンス指針を策定し、事業者が参加する日本ガス協会内の各種会議体等で宣言する等、意識醸成にも注力**している。

日本ガス協会の取組（一例）

会員事業者向けに勉強会を実施



会員事業者向けに月刊独禁法情報を発行

月刊 独禁法情報（2024年3月号）

今月は、カルテル等防止のための留意点について取り上げたいと思います。

公正取引委員会は、3月4日、中部地区における供給について、独占禁止法第3条の規定に違反し、電力会社に課金集約命令、その子会社へ納付命令を出した（その他に、近隣の電業ではある等について同規定に違反するおそれがあるとして）本事業については、現時点では違反かどうかは論がどうなるかは不明ですが、少なくとも、疑われる独占禁止法に違反することのないよう、この機会にインサについて再確認することがよいと思われます。

当協会においても、即日、会員事業者に対して「コンプライアンス指針」を再確認いただき、独占禁止法に勝つていただきますようお願いがなされたところには、どのようなことに注意するようかについて、

企業がお互いに自由に競争することにより、需要、商品の品質やサービスがよくなったりするメリットも、利益の出そうな分野に進出して新たなビジネスやすることができるというメリットがあります。企業が自産量、販売量、販売地域、取引先、サービス内容、判断しているというとは、まさに市場競争の中での、いために必要なことです。

このメリットを制限する行為を禁止するため、独禁法です。独占禁止法の第1条は、以下の通り規定されています。

月刊 独禁法情報（2024年2月号）

今月は、「独占禁止法コンプライアンスガイド」についてです。

昨年12月21日に、公正取引委員会により、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドライン（独禁法コンプライアンスガイド）が公表されました。

市場における公正かつ自由な競争を促進していくためには、個々の企業が独占禁止法に関するコンプライアンスを推進することにより、競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現していくことが必要であるため、公正取引委員会は、個々の企業が実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムを整備・運用する際に参考となるベストプラクティスを整理したガイドを作成・公表することとしたとしています。

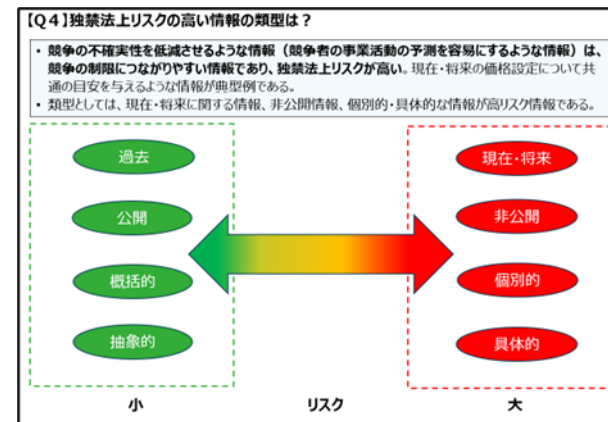
このガイドの特徴としては、

- ① 公正取引委員会による過去10回の実態調査等の結果や、各国・地域競争当局等が作成・公表している同様のガイド等を参考に、実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素やその意義、本質、留意点を網羅的・体系的に整理したものであること。
- ② 実態調査等において実施したアンケート及びヒアリングでみられた、独占禁止法コンプライアンスに積極的に取り組んでいる企業等の「生の声」を好取組事例として紹介していること。

が挙げられています。

企業は、独占禁止法コンプライアンスプログラムを実効的に整備・運用することにより、① 独占禁止法違反リスクや違反した場合に負担する不利益の回避・低減のほか、独占禁止法コンプライアンスを重視する意識及び組織風土の醸成、② 競争による良質な商品等の開発・販売、企業の持続的な成長・発展、③ 投資家の誇りや自信、働きがい、企業への帰属意識・貢献意欲の向上、④ 企業としての評判やブランドイメージの向上、ステークホルダーからの信頼等の向上などのメリットがあるとされています。実効性のあるプログラムの構成要素の概要は以下のとおりです。

会員事業者向けにQA集を作成



(参考) 日本ガス協会競争法コンプライアンス指針

- 日本ガス協会では独占禁止法の遵守のため、当会役職員及び会員事業者が当会の活動に参画する際の指針として、「日本ガス協会競争法コンプライアンス指針」を策定している。

日本ガス協会競争法コンプライアンス指針

制定 2018 年 4 月 1 日
最終改定 2023 年 3 月 30 日

(目的)

第 1 条

一般社団法人日本ガス協会（以下「当会」という。）は、当会の活動が市場の公正かつ自由な競争を阻害することの無いよう十分な注意を払い、当会の理事、監事、委員会の委員、事務局職員（以下あわせて「当会役職員」という。）及び会員事業者（当会の正会員、特別会員、準会員、賛助会員をいい、会員事業者の役員、従業員を含む。）が安心して活動ができる環境を整えるため、本指針を制定する。

(基本方針)

第 2 条

当会役職員および会員事業者は、当会の活動において、「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」を遵守するものとし、また、「適正なガス取引についての指針」、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」等の指針の趣旨を踏まえて適正な活動を行うように努めるものとする。

(本指針の遵守)

第 3 条

当会役職員及び会員事業者は、当会の活動に参画する際は、第 1 条の目的を理解し、本指針を遵守しなければならない。

2 当会役職員及び会員事業者以外の者に、当会の行う活動への参加を認める場合は、本指針の遵守を条件とする。

(禁止事項)

第 4 条

当会役職員及び会員事業者は、当会の活動に際し、以下の行為及びその疑いを惹起する行為を行ってはならない。

- (1) 価格制限行為（商品又は役務の価格等の決定、再販売価格の制限等）
- (2) 数量制限行為（取引数量の制限、生産計画の見通しの共有等）
- (3) 顧客、販路等の制限行為（取引先の制限、市場分割、受注予定者の決定等）
- (4) 設備又は技術の制限行為（設備の新増設等の制限、技術の開発又は利用の制限等）
- (5) 参入制限行為（新たに事業者が参入させることを著しく困難とさせること等）
- (6) その他、競争法に抵触する恐れのある行為

2 当会役職員及び会員事業者は、前項の行為及びその疑いを惹起する行為の実施に関して議題にしてはならず、また、会員事業者間でこのための情報交換を行ってはならない。

(会議の運営における本指針の確認)

第 5 条

委員会、小委員会及びワーキンググループ等、当会の主催する会員事業者が参加する会議について、会議を運営する会議事務局の当会役職員は、あらかじめ会議における議題、配布資料等について、本指針に違反する恐れがある内容が含まれていないか確認するものとする。

2 前項の会議の開会に際し、当会役職員は、本指針の概要を説明し、本指針の遵守について宣言するものとする。

3 第 1 項の会議での議論が、競争法上問題となる恐れがある内容が含まれる場合、会議事務局は当該会議を終了させるものとする。

4 会議事務局は、第 1 項の会議終了後速やかに議事録を作成するものとする。

(統計情報の収集管理)

第 6 条

当会の行う全ての統計業務（以下「統計業務」という。）は総務部長が統括し、資料の収集と集計並びにその管理業務については、総務部管理・統計グループマネジャー、企画部導管企画グループマネジャー、企画グループマネジャー、普及部エネルギーシステム企画グループマネジャーおよび地方部会担当事務局長（以下あわせて「管理・統計グループマネジャー等」という。）が担当するものとする。

2 当会においては、原則として、価格・数量・顧客・販路等市場における競争を実質的に制限し競争法上問題となる可能性のある統計情報の収集・管理・提供に係る業務は行わないものとする。

3 前項の場合で、価格・数量・顧客・販路等の情報にかかわる統計情報の収集・管理・提供を行う必要がある場合は、あらかじめ総務部管理・統計グループマネジャー又は法規グループマネジャーに報告するものとし、法規グループマネジャーは、競争法上問題のない範囲内で管理・統計グループマネジャー等が当該業務を行うことを承認するものとする。

(体制)

第 7 条

当会の競争法コンプライアンスに係る責任者は専務理事とし、これにかかわる業務は総務部長が所掌する。

(研修)

第 8 条

前条の責任者及び当会事務局は、当会役職員及び会員事業者に対し競争法コンプライアンスに関する研修を定期的実施するものとし、競争法コンプライアンスに関する知識向上とその維持に努める。

2 当会の活動に参加する会員事業者において、本指針の趣旨に沿った研修が行われている場合は、その受講を持って本研修に変えることができる。

(周知)

第 9 条

当会は、本指針を会員事業者向けホームページに公開し、会員事業者及び当会役職員等への周知徹底を図るものとする。

(本指針の改定)

第 10 条

この指針は、当会専務理事の決裁を得て改定を行うことができる。

附則

1. この指針は、2018 年 4 月 1 日から適用する。

2. この指針は、2023 年 3 月 30 日から適用する。

2-2. コンプライアンス徹底に向けた日本ガス協会の取組について ■ 行為規制の遵守に向けて

- 一般ガス導管事業者に求められる行為規制については、**2022年の法的分離にあわせて導管部門の更なる中立性確保を図るため、省令やガイドラインの改正等、迅速に整備いただいた。**
- 日本ガス協会においても、会員事業者による行為規制の遵守を徹底するため、**会員事業者向けの説明会の実施や情報発信等**に取り組んできた。
- 日本ガス協会としては、引き続き法令遵守の徹底を会員事業者に働きかけていきたい。

行為規制に対する自主的な取組（一例）

【行為規制への対応について日本ガス協会から会員事業者へ周知した事項】

日 付	周知内容	詳細
2021.4.21 会員通知	一般ガス導管事業者に求められる行為規制への対応について	行為規制の概要に加え、日本ガス協会が監視等委員会に確認した事項を交えながら、2022年4月より各事業者に求められる <u>行為規制への具体的な対応について詳細に解説。</u>
2021.7月 説明会	行為規制に基づく「情報の適正な管理に係る規程」の一例について	行為規制において、各事業者に求められる具体的な対応のひとつである、 <u>情報の適正な管理に係る規程の整備について、日本ガス協会が作成した一例について解説。</u>
2023.2.2 会員通知	＜情報共有＞ 他業界での非公開情報の漏えい事案について	左記事案について審議会での報告内容を共有するとともに、 <u>引き続き、行為規制に適切に対応する必要がある旨を通知。</u>
2023.4月・7月 説明会	他業界での非公開情報の漏えい事案を踏まえたガスにおける留意点について	非公開情報の漏えい事案について概要を説明し、一般ガス導管事業者に求められている <u>行為規制への対応について改めて解説。</u>

3. 業務効率化に資する制度改革に関する今後の期待

- 今般検討いただいた、ガス取引報のDX化や小売登録変更の簡素化は、**事務局機能の効率化だけではなく、事業者にとっても業務の効率化に資する取組と受け止めている。**
- また、小売変更登録の簡素化については、事業者の実態に即して変更されることで、**新規参入促進にも資するものであると考えている。**
- 今後の制度設計では、制度措置をすることでかえって事業者の負担が増大しないよう、引き続き**実態に留意した検討をお願いしたい。**
- また、今後も事業者および事務局機能の効率化に資する制度として、**例えば資源エネルギー庁電力・ガス事業部の「電ガネットポータル」等のシステムを活用し、小売登録以外の資料（供給計画等）も含めた対応ができるようにDX化の検討を深めていってはどうか。**

ガス取引報のDX化

受け
止め

- 事務局機能および事業者の**業務効率化に資する取組。**
- 集計対象需要種は拡大する方向で検討されていると認識しているため、事業者側の集計や提出資料の準備事務にかかる負担がこれまでより増大しないよう留意いただき、制度設計をお願いしたい。

小売変更登録の簡素化

- 事務局機能および事業者の**業務効率化に資する取組であり、新規参入促進にも資する。**
- 「軽微な変更」の要件を見直ししていただく際には、既存の運用以上に事業者に負担が生じないよう事業者の実態に留意いただき制度設計をお願いしたい。

今後の
期待

- 上記2つの制度変更と同様の趣旨で、事業者および事務局機能の効率化に資する制度として、例えば資源エネルギー庁電力・ガス事業部の「電ガネットポータル」等のシステムを活用し、**小売登録以外の資料（供給計画等）も含めた対応ができるようにDX化の検討を深めていってはどうか。**

4. 行為規制に関する今後の期待

- 一般ガス導管事業者の中には従業員が十人程度から数十人規模、需要家数も数千～数万件といった**小規模の事業者も多い**。
- 行為規制遵守のための体制整備は、基本的にはすべての一般ガス導管事業者に義務付けられているものの、**一定規模以下の事業者は、需要家当たりの負担が相対的に大きくなる実態も踏まえ、一部の内容（下記①・②・⑦）については“望ましい行為”としてガイドライン上で整理**いただいている。
- 一般ガス導管事業者の中立性を確保することを前提に、今後の行為規制に係る制度運用等においても、**小規模事業者の実情も踏まえた現状の政策を継続**いただきたい。

(参考) 一般ガス導管事業者の体制整備の内容

- **情報を適正に管理するための体制の整備**
 - ① 建物を小売・製造等と共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと
 - ② 情報システムを小売・製造等と共有する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）
 - ③ 情報の適正な管理に係る規程を整備すること
 - ④ 情報管理責任者を設置すること
 - ⑤ 取締役等及び従業員の研修を実施すること
- **業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備**
 - ⑥ 託送供給の業務における小売・製造事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く）の内容及び経緯を記録し保存すること
 - ⑦ 託送供給の業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給の業務を行う部門と別に置くこと
※グループ内の小売・製造等から独立した組織であることを要する
- **その他適正な競争関係を確保するために必要な措置**
 - ⑧ 法令等を遵守するための体制確保に係る責任者（法令遵守責任者）を設置すること
 - ⑨ 託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程、計画を整備すること
 - ⑩ 法令遵守責任者により監視を実施すること

：負担が比較的大きい項目

一般ガス導管事業者の規模

第46回制度設計専門会合 資料3-1

従業員 ガスメーター取付数	～10人	11人～50人	51人～100人	101人～300人	301人～	計	
30万個未満	31	98	28	17	5	179	体制整備（①②⑦） 望ましい行為対象事業者
30万個以上	0	0	0	0	11	11	体制整備（①②⑦） 義務対象事業者

出典：日本ガス協会調べ（2024年1月1日時点）

5. 託送収支事後評価に関する今後の期待

- 各事業者は省令に則り託送収支を公表し、例年11月頃の料金制度専門会合にて、電力・ガス取引監視等委員会から法令に基づき収支状況を確認いただいている。
- 他方、一部の事業者（公表に議会承認を必要とする公営事業者等）においては、託送収支が11月の事後評価時点で未公表のため、例えば定例的に2月の「追加的な分析・評価」が行われる審議会場で取り上げていただく等、実施事業者の事情を踏まえた柔軟な実施スケジュールの検討を引き続きお願いしたい。

※2023年度は11月時点で未公表であった事業者の一部に基準超過があったため、2024年2月の審議会にて臨時的に確認がなされている

事後評価スケジュール（案）

	2024年		2025年		
	11月	12月	2月	3月	11月
会計年度1-12月事業者	法令に基づく事後評価 以下の事業者の抽出、聴取・確認を実施 ・超過利潤累積額一定水準超過（ストック管理） ・乖離率-5%超過（フロー管理）	基準超過事業者の料金改定届出※1	追加的な分析・評価 基準超過事業者の料金改定届出内容を確認		
会計年度4-3月事業者				基準超過事業者の料金改定届出※1	追加的な分析・評価 基準超過事業者の料金改定届出内容を確認
11月事後評価時点で未公表の事業者	未公表			法令に基づく事後評価 以下の事業者の抽出、聴取・確認を実施 ・超過利潤累積額一定水準超過（ストック管理） ・乖離率-5%超過（フロー管理）	追加的な分析・評価 基準超過事業者の料金改定届出内容を確認

※1 乖離率-5%超過で現行の料金水準の妥当性について合理的な説明が妥当とされた場合を除く

以 上